

国土交通省 自動車交通局
局長 金澤 悟 殿

一般廃棄物収集車に対する「貨物自動車運送事業法」(青ナンバー)の
適用除外に関する要望書

標記の件に関し昨年2月以来貴省貨物課と協議しておりますが、結論を得ぬまま今日に至っております。

全清連が主張する「貨物自動車運送事業法(以下:貨物事業法)」の適用外とする論拠は以下の点にあります。

- (1) 環境省は「廃棄物の運搬は廃棄物処理法の範囲で運用されており、その車両を事業用車両として許可されることを要件とはしない」との見解を示している。
- (2) 昭和26年に貨物運送法が制定されて以来「法治国家において40数年もの長期にわたり同法の適用を受けていない」という歴史的事実は、「一般廃棄物収集車は貨物運送法の適用外として容認されてきた」ことを示すものである。
- (3) 総務省が規定する「日本標準産業分類」で、廃棄物運搬業と貨物運送業とは別個の業種として分類されている。
- (4) 一般廃棄物の処理運搬に関しては、「廃掃物処理法」で運行経路や車両管理及び種々の報告義務など、市町村において厳しく管理されている。
仮に貨物運送法の適用を受けるとなれば、一般廃棄物処理事業は「廃棄物処理法」と「貨物運送法」の二重の法の網が掛かることとなり、各種の報告業務など市町村と、陸運局の双方から管理義務が課せられることとなる。

こうした状況に基き「一般廃棄物収集車は貨物運送法の適用外にある」ことを確信しております。

何とぞこれら全清連の主張にご理解を賜り、早期に問題の解決をお図り頂きたく切にお願い申上げる次第でございます。

以上

平成16年9月8日

全国清掃事業連合会
会長 三井 崇裕